



2026年10月14日

各 位

会社名 株式会社チームスピリット
代表者名 代表取締役CEO 道下 和良
(コード：4397 東証グロース)
問合せ先 執行役員CFO 高橋 亮
(TEL. 03-4577-7510)

取締役に対する株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、指名・報酬委員会での審議を経て、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する株式報酬制度（以下「本制度」という。）の一部を改定することとし、本制度の改定に関する議案を2026年11月27日開催予定の当社第30期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改定の目的及び理由

当社は、2024年11月29日開催の第28期定時株主総会において、対象取締役に対し、譲渡制限期間を、「普通株式の発行後、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下「勤務期間」という。）にわたり継続して取締役として業務を執行し、勤務期間経過後に退任するときまで」とする譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式（中期型）」という。）及びストック・オプションとしての新株予約権を付与する本制度についてご承認いただいております。今般、その柔軟性と実効性を高め、株式価値向上へのコミットメントをより一層明確化することを目的として、より短い勤務期間の中で権利確定を認める譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式（短期型）」という。）の付与を可能とするよう、本制度の内容を一部改定するものです。

なお、本株主総会後の取締役会で決定する2027年8月期に係る役員報酬（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は、現金報酬と株式報酬の合計額について前事業年度の合計額を上限とした上で、現金報酬の一部を本譲渡制限付株式（短期型）に代替する設計とする方針です。

2. 現行の株式報酬制度の概要

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 対象者 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） |
| (2) 譲渡制限付株式 | 勤務期間3年以上（本譲渡制限付株式（中期型））
付与のために支給する金銭報酬の総額：年額50百万円以内
発行又は処分される普通株式の総数：年80,000株以内 |
| (3) スtock・オプション | 新株予約権の公正価額：年額50百万円以内
発行する新株予約権の数：年800個以内 |

- | | |
|---------|---|
| (4) 報酬枠 | 上記はいずれも取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額（年額200百万円以内）の範囲内 |
|---------|---|

3. 改定の内容

本制度において、本譲渡制限付株式（中期型）に加え、本譲渡制限付株式（短期型）を付与できるよう改定いたします。本譲渡制限付株式（短期型）の概要は以下のとおりです。なお、本制度に基づき対象取締役を支給する金銭報酬の総額及び発行又は処分される普通株式の総数の上限、並びにストック・オプションに関する定めについては、変更はありません。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 金銭報酬の額 | 本譲渡制限付株式（中期型）の付与のために支給する金銭報酬の額との合計で年額50百万円以内 |
| (2) 株式の総数 | 本譲渡制限付株式（中期型）と合わせて年80,000株以内 |
| (3) 払込金額 | 各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値） |
| (4) 譲渡制限期間 | 普通株式の発行日後、3ヶ月以上の勤務期間にわたり継続して取締役として業務を執行し、勤務期間経過後に退任する時まで |
| (5) 無償取得 | 勤務期間満了前に退任した場合その他一定の事由が生じた場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社が本割当株式を無償で取得 |
| (6) 譲渡制限の解除 | 勤務期間中、継続して取締役の地位にあったことを条件として、退任の時点で譲渡制限を解除（組織再編等の場合は合理的に調整） |

4. 日程

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2026年10月14日 |
| (2) 本株主総会開催日 | 2026年11月27日（予定） |

以 上